

報道関係者各位

令和8年6月18日

加佐診療所医師における酒気帯び運転事案の発生と 今後の診療体制について

市立舞鶴市民病院 加佐診療所に勤務する職員（医師・所長）が道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで警察に検挙されたことが判明しました。
ついては、当該職員を診療業務に従事させないこととし、合わせて加佐診療所の診療体制を下記のとおり変更しますので、ご報告いたします。

1. 該当職員

所属、職名：市立舞鶴市民病院 加佐診療所職員（医師・所長） 70歳代 男性
任用形態：会計年度任用職員

2. 事案の概要

- 令和8年6月14日（日）午前6時頃、三重県桑名市の一般道において、当該職員が運転中にパトロール中のパトカーに止められ、呼気検査が実施され、0.3mg/Lのアルコールが検出されました。その場で道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで検挙されました。
- 本人への聞き取りによると、前日（6月13日（土））の深夜24時頃まで飲酒をしていたとのこと。
- なお、本件に伴う物損事故および人身事故は発生しておりません。

3. 今後の動き

- 刑事処分については、約1ヶ月後に出頭要請があり、その後、確定される予定です。
- 医師免許への影響については、厚生労働省の医道審議会による行政処分（最も重いもので医師免許取消）が決定される予定です。

4. 当該職員への対応

- 本件の重大性に鑑み、市としての最終的な懲戒処分の決定を待つことなく、本日（6月18日）付けで当該職員を診療業務から除外いたしました。
- 懲戒処分については、刑事処分の確定後、地方公務員法等に基づき厳正に対処いたします。

5. 加佐診療所の診療体制について

- 当面の間、加佐診療所の診療体制については、水曜日はやむなく休診としますが、地域の皆様の医療に支障が出ないよう、市民病院の医師が外来診療等に対応し、診療体制を維持できるよう調整を進めております。
- 並行して後任の医師の確保に向け、至急手続きを進めてまいります。



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市 市民病院 管理部 総務課（担当：桑垣）
〒625-0906 舞鶴市字倉谷1350-11
[TEL:0773-60-9020](tel:0773-60-9020)、[FAX:0773-76-8730](tel:0773-76-8730)
E-mail:hospital@city.maizuru.lg.jp

6. 再発防止策

職員一人ひとりの行動が、市役所の信頼に大きな影響を及ぼすことを、改めて肝に銘じるとともに、公務員としての自覚、コンプライアンス意識の徹底を図るため、次の対策を講じます。

(1) 全職員に対する飲酒運転根絶の徹底と綱紀粛正

全職員に対し、綱紀粛正に関する通知をただちに発出し、改めて飲酒運転の危険性や社会的責任の重さについて全庁的な指導徹底を図ります。

(2) コンプライアンス研修の実施

全職員を対象としたコンプライアンス研修を速やかに実施します。



まち
この舞鶴に
北陸新幹線を。

舞鶴市 市民病院 管理部 総務課 (担当: 桑垣)

〒625-0906 舞鶴市字倉谷1350-11

[TEL:0773-60-9020](tel:0773-60-9020)、[FAX: 0773-76-8730](tel:0773-76-8730)

E-mail: hospital@city.maizuru.lg.jp